平成28年2月25日(木曜日)

美里町議会議会運営委員会会議録

平成28年 美里町議会議会運営委員会会議録

平成28年2月25日(木曜日)

出席委員(6名)

委員長 大橋昭太郎 君

副委員長 藤田洋一君

委員福田淑子君 櫻井功紀君

我 妻 薫 君 橋 本 四 郎 君

欠席委員(なし)

議 長 吉田眞悦君

副議長平吹俊雄君

説明のため出席した者

町 長 部 局

総務課長 伊勢 聡 君

企画財政課長 須田政好君

議会事務局職員出席者

議会事務局長 吉田 泉 君

事務局次長 佐藤俊幸 君

平成28年2月25日(木曜日) 午前9時30分 開会

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

第4回美里町議会定例会について

1)議事について

議案等

行政報告3件

承認 2 件、報告 1 件

議案26件(条例11件、補正予算8件、予算7件)

諮問2件

行財政・議会活性化調査特別委員会、議会運営委員会及び議会だより編集特別委員会 並びに各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

- 2)一般質問の発言順序について
- 3)会期及び議事日程について 会期3月2日(水)~22日(火)21日間(別紙のとおり)
- 4)陳情、要請等
- 4 その他
- 5 閉 会

午前9時30分 開会

議会事務局長(吉田 泉君) おはようございます。ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。委員長、お願いいたします。

委員長(大橋昭太郎君) 大変御苦労さまでございます。3月議会に向けて、皆さん御協議いただくわけでございますが、議会運営委員会も新体制となりました。今後予想される仕事内容が多々多くふえていくものと思われます。どうぞこれからの任期中よろしくお願いしたいと思います。

それでは、早速始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議長からの諮問ということで議事について早速入ってまいります。課長、お願い します。

総務課長(伊勢 聡君) 改めましておはようございます。(「ごめんなさい、済みません」の 声あり)

委員長(大橋昭太郎君) 当委員会全員出席ですので委員会は成立いたしております。なお、 副議長には委員外委員として出席していただいております。

済みませんでした、課長、よろしくお願いします。

総務課長(伊勢 聡君) 改めまして、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中3月定例議会に向けての議会運営委員会を開催していただきまして まことにありがとうございます。

本議会につきましてもよろしくお願い申し上げます。

大変申しわけございませんが、議案書等の訂正がございまして、2点ほどございました。大変申しわけないのですが、これから話をさせていただきますので、訂正をよろしくお願いいたします。

1点目でございますが、議案書の目次でございます。こちらの議案書目次でございます。承認第1号の件名について間違いがございました。議案書のほう、「専決処分の承認を求めることに」と2つ続いてございます。正しくは、もちろん1つの「に」ということでございます。

それから、承認第2号でございます。平成27年度美里町一般会計補正予算(第5号)。ここまではよろしいんですが、次にもう1つ括弧が必要なのですが、括弧が抜けていました。第5号に括弧閉じがつきます。議案書の訂正は以上でございます。

次に、施政方針に間違いがございました。施政方針の12ページでございます。下から9行目でございます。集落営農組合法人化加速化事業と書いてございますが、この事業名が間違って

ございました。正しくは、集落営農組織の法人経営加速化支援(実践型)事業が正しいもので ございます。

この2つについて、大変申しわけございませんが、訂正方よろしくお願い申し上げます。

訂正の方法につきまして、御審議いただきたいのでございますが、一応執行部としては考えてございますのは、こちらの正誤表を作成する。議案書の目次の訂正につきましては1枚分差しかえをさせていただきたいというものでございます。施政方針につきましては、シールで対応させていただきたいと思ってございます。

修正作業の時期でございますが、議運の議員の皆様につきましては議会運営委員会終了後、本日中に修正をさせていただきたいと思います。議会運営委員でない議員の皆様につきましては、議会初日の本会議開会前9時から10時ぐらいの間に登庁なさった際に、そこの議員控室で訂正をさせていただきたいと考えてございますが、よろしく御審議お願いいたします。

委員長(大橋昭太郎君) 訂正箇所があるということでございますが、総務課長からそういう 方向でやりたいということでございますが、よろしいでしょうか。よろしいですか。

そうすると、開会初日ということになりますと事前に連絡しておかなければならないんですが、明日両常任委員会が会議あるものですから、そのときに委員長さん方開会初日に議案書を持ってくるように、施政方針は持ってくるでしょうけれども、両方訂正する関係があるのでということで伝達していただくようにということでよろしいですか。橋本委員。

委員(橋本四郎君) 訂正の紙切れあるでしょう。あした渡してやればいいんでない。わざわざ職員が議場まで来てやる意味と、送ってやればあす中に皆さんが訂正できるわけだから、いずれにしても。(「あした配れということですね」の声あり)あした配れと。正式な、ここ間違っていましたと言えば、あとは自分たちで。

委員長(大橋昭太郎君) 橋本さんが言われているのは、それを議員に渡して議員みずから差 しかえろということですね。いかがいたしますか。

議長(吉田眞悦君) 今、委員長が言われたとおり、あした午後両委員会が開かれる予定になっていました。全員出席するという仮定についての話だけれども。そこで話ししてあと施政方針当然初日ということがあるので、29日全員協議会予定しているから、そのとき全員持ってこいと、議案書と施政方針だけ持ってこいとあした言いますからそれを委員長に言ってもらって29日朝に今のところ訂正するという作業を行うことでそうしたほうがいい、事前にやっておく。委員長(大橋昭太郎君) 橋本委員。

委員(橋本四郎君) 何で職員でなきゃできないの。やっておけば荷物持ってくる必要ないの

に。それが一番簡単。

委員長(大橋昭太郎君) 簡単ではありますけれども、執行部側にも注意を促す意味において も職員の方々その辺。

総務課長(伊勢 聡君) 今委員長さんお話しのとおり、執行部に非常に間違いがあって申しわけございません。私どものほうで訂正させていただきますように。議運の委員の皆様には先ほどお話ししたとおり本日終わりましてから直させていただきます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですね。(「29日全員協議会で伝えてもらって。両委員長さんから持って来いということで」の声あり)お願いいたします。

次、入ってください。

総務課長(伊勢 聡君) 済みませんが、着座をさせていただきます。

それでは、初めに行政報告を3件行いたいと思いますので、説明させていただきます。

件名につきましては、1点目が美里町の空間放射線量等の測定結果についてでございます。 このことにつきましては平成27年12月1日から平成28年1月31日までの各施設の空間放射線量 等の測定結果について行政報告を申し上げるものでございます。

次に、2点目でございます。福島県会津美里町の友好都市協定の締結についてでございます。 このことにつきましては美里町と福島県会津美里町との友好都市協定につきましてさきの12月 議会定例会で行政報告いたしましたが、平成28年1月15日会津美里町渡部町長、会津美里町議 会石橋議長を初め、16人の方においでをいただき本町において協定締結式を行い、正式に協定 を締結いたしましたので行政報告申し上げるものでございます。

次に、3点目でございます。美里町教育委員会職員が美里町個人情報保護条例に抵触したことによる処分についてでございます。このことにつきましては、抵触に関する経過、そして処分内容、その後の再発防止策について行政報告を申し上げるものでございます。

行政報告につきましては以上3件でございます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。

議長(吉田眞悦君) 本庁舎の12月4日の測定。その日だけ今までにないくらいぐんと上がっている数字が出ているんです。何かの、測定の仕方が悪いというか、何かあったんだか。

総務課長(伊勢 聡君) 前後比較して倍ぐらいになっている。

議長(吉田眞悦君) この日だけなんですね。何かのミスなりあったのかと思ったんです。

総務課長(伊勢 聡君) わかりました。確認しますので。

委員長(大橋昭太郎君) それから、あれですね。12月、11までは毎日だったものが1週間に

1遍に変わったんですね。

総務課長(伊勢 聡君) 1月に入りましてから週1回ということで、以前にお話しさせていただきました。

委員長(大橋昭太郎君) 1月に入ってからね。週1回に変えたと。この部分報告するんですか。

総務課長(伊勢 聡君) 以前に報告。全協、何だったか忘れましたが。

委員長(大橋昭太郎君) ほかにございませんか。

ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、承認から入っていきたいと思います。

総務課長(伊勢 聡君) それでは、議案1ページから説明させていただきます。

承認第1号でございます。美里町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専 決処分、専決第1号の承認を求めることについてでございます。

町税に係る各種手続において個人番号を利用するため、平成27年3月31日美里町税条例(平成18年美里町条例第56号)を改正したところでありますが、平成27年12月16日に決定された平成28年度与党税制改正大綱によって一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示され、町民税及び特別土地保有税の減免に係る新制度に個人番号を利用しないこととされました。このことから速やかに条例を改正する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。

それでは、次をお願いいたします。

総務課長(伊勢 聡君) 承認第2号につきましては企画財政課長が申し上げます。

企画財政課長(須田政好君) 承認第2号平成27年度美里町一般会計補正予算(第5号)の専 決処分専決第2号でございますが、承認を求めるものでございます。

議案書につきましては4ページからでございます。

平成27年度美里町一般会計補正予算の総額を106億4,708万4,000円。歳入歳出それぞれ1,100 万円を追加する補正予算でございます。内容につきましては歳出の事項別明細書で17ページ。

10款教育費小学校費学校管理費でございますが、不動堂小学校多目的トイレ設置等改修工事請負費として1,100万円を追加しました。これは、平成28年度から新入生として入学されます児童の方に身体に障害がありまして、それが12月の中旬に判明し、その対応について教育委員会

から相談がございました。各関係機関等にその対応についていろいろ調整を図りまして、新学期に間に合わせるように 2 月 9 日付で予算の専決処分をしました。

工事の内容につきましては、足に障害をお持ちでございますので、足が開いたままの状態で3年ぐらい固定しなくてはいけないという状態でございます。特殊なトイレを改造して新たに設置します。そのトイレ設置工事とスロープ設置工事。それからドアが今の普通のドアだと入れませんので、1枚開きのドアだったんですそれを1間ぐらいの広さを使って3枚ドアの広く開けられるようなドアに改修するという内容でございます。

財源につきまして財政調整基金を充当してございます。以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり) それでは次。

総務課長(伊勢 聡君) 議案書18ページでございます。

報告第1号損害賠償の額を定め和解することの専決第1号についてでございます。

平成27年9月15日午後1時10分ごろ、町内北浦字道祖神前7番4付近で北浦駅に通じる県道と国道108号との丁字路において健康福祉課職員の運転する公用車両が県道から右折して国道に出ようとしたところ、右側から国道を直進してきた相手方が運転する車両と衝突し双方の車両を損傷したものであります。

この事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定による報告するものでございます。以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。

それでは次。

総務課長(伊勢 聡君) 次に、議案第1号美里町地域福祉計画策定委員会条例についてでございます。

社会福祉法第107条において市町村は地域福祉計画を策定する際にあらかじめ住民、社会福祉事業者及び社会福祉活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされております。

このことから、本町といたしましては地域福祉の推進に関する事項を調査、審議するため附属機関として美里町地域福祉計画策定委員会の設置について条例で定めるものでございます。 以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは次。

総務課長(伊勢 聡君) 次に、議案第2号美里町行政不服審査法の規定により提出書類等の写し等の交付に係る手数料に関する条例についてでございます。

行政不服審査法(平成26年法律第68号)が平成28年4月1日から施行されることに伴い、同法第38条第6項の規定により読みかえて適用される同条第4項及び第5項の規定により審理手続における提出書類等の写し等の交付に係る手数料に関し、必要な事項を条例で定めるものでございます。

以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり) それでは次。

総務課長(伊勢 聡君) 次に、議案第3号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に伴う条例についてでございます。

行政不服審査法(平成26年法律第68号)及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)が平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例の整備を行うものでございます。

以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは次いってください。

総務課長(伊勢 聡君) 次に、議案第4号美里町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末 手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

人事院は、平成27年8月6日国会と内閣に対し国家公務員給与の改定を勧告いたしました。 また、国においては一般職の職員の給与改定を受け内閣総理大臣等の特別職の期末手当の年間 支給月数を年間で3.15月分と改定いたしております。

本町におきましても、国に準じ美里町議会議員の期末手当の支給月数について改定を行うところでございます。なお、平成28年2月3日に美里町特別職報酬等審議会を開催し、期末手当の改定について諮問したところ、諮問どおり異議がない旨の答申をいただきましたことを申し添えます。

以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり) それでは次お願いします。

総務課長(伊勢 聡君) 次に、議案第5号美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例についてでございます。

人事院は、平成27年8月6日、国会と内閣に対し国家公務員給与の改定を勧告いたしました。また、国においては一般職の職員の給与の改定を受け、内閣総理大臣等の特別職の期末手当の年間支給月数を年間で3.15月分と改定いたしております。本町におきましても国に準じ、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数に改定を行うものであります。また、人件費に係る財政負担の軽減を図るため、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、美里町長等の給料月額についてその額の10%に相当する額を減ずることとしたいことから所要の改正を行うものであります。

なお。平成28年2月3日に美里町特別職報酬等審議会を開催し期末手当の改定について諮問 したところ諮問どおり異議がない旨の答申をいただきましたことを申し添えます。

以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり) それでは次お願いいたします。

総務課長(伊勢 聡君) 次に、議案第6号美里町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件 に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例についてでございます。

人事院は平成27年8月6日、国会と内閣に対し国家公務員給与の改定を勧告いたしました。 また、国においては一般職の職員の給与改定を受け、内閣総理大臣等の特別職期末手当の年間 支給月数を年間で3.15月分と改定いたしております。

本町におきましても、国に準じ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により在職する教育長の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

また、人件費に係る財政負担の軽減を図るため、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、同法の規定によりなお従前の例により在職する教育長の給料の月額について、その額の10%に相当する額を減ずることとしたいことから所要の改正を行うものであります。

なお、平成28年2月3日に美里町特別職報酬等審議会を開催し、期末手当の改定について諮問したところ諮問どおり異議がない旨の答申をいただきましたことを申し添えます。

以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり) それでは次、お願いいたします。

総務課長(伊勢 聡君) 次に、議案第7号美里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

人事院は平成27年8月6日、国会及び内閣に対し国家公務員給与と民間給与との格差を詰めるため、給料等の水準を引き上げるとともに、ボーナスを年間0.1月分引き上げることとする内容の勧告を行いました。

本町においては、これまで人事院勧告を尊重した給与改定を行ってきており、このたびの人事院勧告に準じ町の一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給月数等について改定を行うところでございます。

以上であります。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは次、お願いいたします。

総務課長(伊勢 聡君) 次に、議案第8号美里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)が平成 28年4月1日から施行され、人事評価制度が導入されること等に伴い所要の改正を行うもので あります。

以上であります。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは次、お願いいたします。

総務課長(伊勢 聡君) 次に、議案第9号美里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害 補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第15号)が平成28年4月1日から施行され、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)による傷病補償年金及び休業補償と同一の事由により厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金等が併給される場合の調整率が改正されたことから、改正に準じ調整率を改正するとともに地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)附則第3条第1項の表及び第3条の2第1項の表の規定に準じ及び附則の規定の字句の整理を行うものであります。

以上であります。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり) それでは次、お願いいたします。

総務課長(伊勢 聡君) 続きまして、議案第10号美里町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)が平成28年4月1日から施行され農業委員会等に関する法律が改正されることに伴い所要の改正を行うものであります。

以上であります。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは次、お願いいたします。

総務課長(伊勢 聡君) 次に、議案第11号美里町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これまで総合計画の策定については施策や事業等における基本概念である基本構想について 地方自治法第2条第4項により議会の議決を経て定めることが義務づけられておりましたが、 国の地域主権改革のもと平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基 本構想の公的な策定義務がなくなり策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村の独自の判断 に委ねられることとなりました。

本町といたしましては、行政運営の指針となる基本構想は町民の代表である町議会の議決を 経ることで町民の総意により定めたものであることが裏づけられることと考えることから、基 本構想を定め変更しまたは廃止することを地方自治法第96条第2項に規定する議決すべき事件 に定めるものであります。

以上であります。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは次、お願いいたします。

議長(吉田眞悦君) その前に、今議案第11号まで来たね。その中で町長の提案理由の説明のほかに課長の説明が入ってくる項目があると思うんだけれども、(「全部」の声あり)全部。(「全部課長が説明いたします」の声あり)

委員長(大橋昭太郎君) それではお願いいたします。

総務課長(伊勢 聡君) 議案第12号からの補正予算につきましては企画財政課長が御説明申 し上げます。

委員長(大橋昭太郎君) 重立ったところでお願いします。

企画財政課長(須田政好君) わかりました。

それでは、議案第12号一般会計補正予算でございます。第6号の補正となります。

今回につきましては歳入歳出予算の補正、繰越明許の追加、地方債の補正の3種類でございます。

まず、歳入歳出予算でございますが、特徴的にはこれまでの実施した事業の事業費の確定に よる減額あるいは今後の見込み等による減額その他の補正でございます。

2つ目は、人事院勧告によります給与改定に伴う人件費の増減の補正でございます。

3つ目が平成28年度に事業を実施する予定でございましたが、時期的に前倒しをして早めて 実施をしたいという考えでございます。この事業が後ほど説明で申し上げますが、野外活動施 設のトイレの修繕、花野果市場の改修工事、この2つの事業が追加してございます。

それでは、歳入歳出の補正につきまして歳出の事項別明細書から内容を説明申し上げます。 95ページ、96ページをお開きください。重立ったところで説明申し上げます。

次の97、98ページでございますが、退職者の特別負担金の増によりまして5行目でございます。退職手当組合負担金が1,091万3,000円ほど増額してございます。

次のページの99、100ページの下段のほうに基金管理一般経費がございます。この項目の2つ目の項目に東日本大震災復興推進基金積立金2,998万1,000円を追加してございます。こちらは災害公営住宅の家賃の低廉化に伴います平成28年度分の国からの交付金が国庫支出金で交付されますので、それを積立基金で一旦積み立てしておくというのがございます。

続きまして3款民生費でございます。116ページ、社会福祉総務費臨時福祉給付金の関係でございます。上の欄でございますが、給付金として720万円を減額します。これは実績において対象人数が減ったということによるものでございます。

次に同じく民生費では118ページ、国民健康保険でございますが、こちらの特別会計繰出金として3,063万3,000円を追加してございます。これは保険料軽減対象世帯が増加したという関係でございます。

基盤安定負担金はそれぞれ繰り出すということでございます。

続きまして、同じく特別会計の繰出金でございますが、介護保険費、こちらは今回給付費が 見込みよりも下がりまして390万円ほど減額する予定でございます。

その上で、同じく介護保険費でございますが、介護関連施設整備事業費3,758万9,000円ほど減額してございます。こちらは県からの補助事業を町が受けてそのまま事業者に補助するわけでございますが、2カ所予定してございましたが、1カ所の施設におきまして改修工事に切りかわりましたので対象から外れたということで当初予定していた3,758万9,000円が減額という

形になります。

次に、児童福祉費でございますが、122ページ。

児童福祉費につきましては児童手当が減額してございます。子ども医療費扶助費につきましては406万4,000円の増額でございます。保育所費につきましては小牛田保育所、なんごう保育園ともに保育士が募集してございますが、なかなか応募がございませんで保育士の応募がなく報酬につきまして減額をさせていただきます。

同じく124ページの不動堂児童館の指導員報酬につきましても募集を行ってございますが、充足できず、応募していただく方がなく100万円の減額という形になります。

同じく、子育て支援センターでございますが、125ページ、126ページ、地域子育て支援費の中で小牛田子育て支援センターにつきましても保育士131万5,000円が減額となります。

次に4款衛生費でございますが、128ページ2段目、予防費につきましては定期予防接種費用の委託料と高齢者等インフルエンザ予防接種、任意予防費関係の事業費が予定よりも少なく受診される方が少なくなり減額という形になります。

130ページでございますが、同じく衛生費環境衛生費でございます。こちらにつきましては浄化槽の設置につきましては予定よりも少なく397万6,000円の減額をいたします。

その下の環境衛生一般経費で大崎地域広域行政事務組合追加負担金(震災復興特別交付税分)でございますが、こちらは中央クリーンセンターの隣にあります衛生センター、し尿処理の施設でございますが、こちらが24年、25年、26年と3カ年にわたり震災の被害に伴う修繕等を行ってまいりました。その26年までに実施した精算として217万3,000円が追加でございます。これにつきましては地方交付税の復興特別交付税で同額が国から支給されてございます。

6款農業費に移らせていただきます。

134ページでございます。

農業振興費、中段の農作物豪雨災害対策事業の補助金183万6,000円を追加してございます。 こちらは昨年9月の関東・東北豪雨災害で被災された農家への補助金支給でございます。

農地費で1,593万1,000円の増額がございます。県営農地圃場整備事業の負担金でございます。 これは国の27年度補正予算につきまして事業費がつきました。それを平成28年度で実施するわけでございますが、町としましてもこの負担金を納め翌年度への繰り越しで事業実施すると。 場所につきましては中埣西部地区と清水川北浦地区の2地区の工事への負担金でございます。

次の136ページでございますが、農業集落排水事業特別会計の一般会計からの繰出金が1,073 万5,000円ほど減額になってございます。 その下の農業農村施設費でございますが、農産物直売所改修工事請負費、こちらは花野果市場でございます。こちらの改修工事1,500万円を追加してございます。7月の15周年記念に合わせまして前倒しをして改修工事を行わせていただきたいということでございます。施設の改修、設備の増設等が主なものでございます。

次、土木費でございますが、140ページ、道路新設改良工事に移らせていただきます。こちらにつきましては、道路新設改良工事で道路改良工事請負費が6,446万円ほど減額してございます。これらの財源となっております国からの交付金でございますが、社会資本整備総合交付金が3,456万円ほど減額という形で内示がございました。それに伴いまして工事ができないという形で減額でございます。

県営道路整備事業負担金につきましても587万5,000円補正の減額でございます。

次には、公共下水への繰出金でございますが、142ページをお開きください。こちらにつきましても公共下水道事業一般経費の中で特別会計繰出金が1,903万3,000円という形になってございます。

地域下水処理場につきまして、請差といいますか、実施後の残ということでございます。 144ページ、消防費に移らせていただきます。

消防費につきましては人件費等、業務委託料、住宅用太陽光発電、一般家庭のソーラー発電 設備を設置した方への給付金でございますが、当初の実績に比べて申請者が少なく422万2,000 円減額という形になります。

次は、教育費でございますが、教育費につきましてはこれまで実施しました事業の精査といいますか、執行残の減額が主なものでございます。その中で特に大きいものにつきましては148ページ、小学校費、学校管理費になります学校体育館天井撤去等工事請負費1,537万4,000円。こちらは小牛田小学校、中埣小学校、南郷小学校3校にあります体育館天井屋根の修復工事です。こちらの工事の残額分の減額分でございます。

同じく中学校費でも減額してございます。152ページでございます。中学校費の学校管理費、 南郷中学校でございますが、学校体育館天井撤去工事請負費として1,462万1,000円減額という 形になります。

160ページ、保健体育費体育施設費をお開きください。

上から事業3つ目で野外活動施設管理の中にトイレ改修工事請負費がございます。1,274万4,000円でございます。こちらは、現在汲み取り式の和式のトイレになっていますが、そちらを水洗式で洋式のトイレに改修を行いまして、6月の田園フェスティバルまでには間に合わせて

いきたいということでございます。

11款につきましては公債費元金と利子でございます。

一般会計歳入歳出につきましては以上でございます。

第2条の繰越明許につきましては、73ページになります。

第2表繰越明許費、県営ほ場整備事業を含め7件ほど追加をお願いしています。

この中で小学校費小学校施設管理総務費1,100万円、こちらにつきましては先ほど専決処分の 内容で御説明申し上げました不動堂小学校のトイレ等の改修でございます。入学式に間に合わ せるよう工事を進めてございますが、4月に若干延びますので、ここで繰越明許費の承認をい ただきたいということでございます。

第3条の地方債補正につきましては、それぞれの実績に伴いまして借り入れる限度額の減額 補正でございます。

6件になります。

一般会計につきましては以上になります。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは次、お願いいたします。

企画財政課長(須田政好君) 議案第13号平成27年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)でございます。

こちらにつきましては、歳入歳出予算の補正と繰越明許についての2つの補正されるもので あります。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 1 億9,222万7,000円を減額し、総額としまして35億35万2,000円とするものであります。

内容につきましては、事項別明細書歳出から御説明申し上げます。

181ページをお開きください。

ことで追加という形になります。

こちらにつきましてもこれまで実施しました事業の執行の請差といいますか、執行後の残額 の減額でございます。

運営協議会費につきましては、4回の日程が2回に回数が減ったということでございます。 退職者医療費給付負担金につきましては被保険者の数の減少。高額医療につきましては、1 人当たりの対象者の方がかなり重症化されてきましてそれぞれ単価が上がってきているという

183ページでございますが、ここで大きいのは共同事業の拠出金でございますが1億4,958万

3,000円。こちらにつきましては額の確定による減額でございます。歳入につきましても同様に 減額してございます。

歳入につきまして説明申し上げます。

174ページからでございます。

1款国民健康保険税でございますが、全体的に減額という形になってございます。特に、一般被保険者につきましては被保険者の数の減少による減額という形で減額となってございます。

3款国庫支出金の中に、給付費等負担金が1,153万1,000円ほど減額してございますが、こちらも被保険者の数が減って給付が減ってきているということでございます。

4款療養給付費交付金も同様でございます。

次の177ページでございますが、共同事業交付金、先ほど申し上げました保険財政共同安定化 事業交付金でございますが、こちらのほう1億6.688万9.000円減額となっております。

9 款繰入金でございますが、基盤安定繰入金としまして3,940万8,000円、基盤安定負担金として軽減分支援金が一般会計に返ってきていますが、そちらに加算した上で一般会計から戻るものでございます。

財政安定化事業繰入金としても247万5,000円追加で繰り入れます。

そのほかにつきましては、実績に伴いましての繰り入れの減額という形です。

179ページは財政調整基金で2,295万1,000円ほど繰り入れを追加しまして歳入歳出の調整を行ってございます。

次、第2条の繰越明許費でございますが、169ページでございます。特定健康診査等事業費で ございます。これは特定健康診査の方の事後指導等が年度をまたぐということがありますので、 6万8,000円繰越明許をお願いしたいというものでございます。

国民健康保険特別会計の説明は以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは、次お願いいたします。

企画財政課長(須田政好君) 議案第14号平成27年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)について説明申し上げます。

こちらにつきましては、歳入歳出予算の補正だけでございます。2,936万7,000円を減額しまして、総額をそれぞれ歳入歳出2億7万4,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書の歳出について御説明申し上げます。

192ページでございます。

こちらは2款後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございます。これにつきましては歳入の特別徴収保険料と関連がございます。2,717万円の歳出減額、納付金との差額でございます。

それから、3款保険事業費でございますが、後期高齢者健康診査業務委託112万6,000円の減額でございます。これも歳入の諸収入の減額と連動してございます。歳入につきましては193ページでございます。

歳出で申し上げました後期高齢者医療広域連合納付金の関連でございますが、1款保険料、こちらの減額という形でございます。特別徴収保険料ですが、2,681万7,000円の減額です。

5 款諸収入につきましても112万6,000円。これは先ほど申し上げました健康診査など事業費の委託料に連動したものでございます。

後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) それでは、暫時休憩いたします。再開は10時40分。

午前10時26分 休憩

午前10時40分 再開

委員長(大橋昭太郎君) 再開いたします。

15号についてお願いいたします。

企画財政課長(須田政好君) 議案第15号美里町介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

介護保険特別会計につきましては歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ691 万7,000円を減額しまして、補正後の歳入歳出23億391万5,000円とするものでございます。内容 につきましては、事項別明細書の歳出の部210ページから説明申し上げます。

補正の主なものは給付費です。サービス給付費がそれぞれ減額してございます。それから事務費についての精算でございます。あと大きいのが2款の保険給付費、介護サービス等諸費1,500万円ほど。当初見込みよりも今年度は給付が少なくなったという関係です。これは震災以降延びてきましたが、その伸びで見込んだことによるものです。

その他の積立金が介護給付費等準備積立基金がふえてございます。それから、213ページも同じです。こちらも事業の精算、残額でございます。

歳入について御説明申し上げます。

歳入は206ページでございます。

1号被保険者保険料が増額541万6,000円増額しております。被保険者数については相当の狂

いはないのですが、保険料基準額に対する階層に、当初見込んだよりも上の階層が多かったということで今回保険料が上がります。

第3款の国庫支出金は給付費に連動した負担金でございますが、国庫のほうが704万円ほどふえてございます。これは国からきました内示の金額によって増額してございます。支払基金等県からの支出金あるいは町からの繰入金は減額しているのですが、国庫だけが700万円ほどふえてございます。担当の説明によりますと国庫の内示がふえたのがどうしてなのかという説明が理解できないということなのですが、今年度分、来年度事業費分も増額したのでないかという予想でございます。ただ、大概は単年度主義でございますので、なぜ国庫がふえたのか現在調査してございます。国からの通知がございますので、それに合わせた予算です。

209ページに第三者納付金というのが諸収入で追加してございますが、その本人の高齢によって介護サービスを受けるのではなくて何かの事故、例えば交通事故等でけが、状態が悪くなって介護保険を使ってサービスを受けたときに第三者である加害者の方から町の介護保険に納付金を納めさせるものでございます。これが1件、損害賠償案件でございますが、その支払額が確定したので171万2,000円追加したものでございます。

配食サービスにつきましては利用者がふえているというものでございます。

介護保険特別会計の説明につきましては以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) それでは、次お願いいたします。よろしいですね。(「はい」の声あり)

企画財政課長(須田政好君) 議案第16号公共下水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。

公共下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出の予算の補正と地方債の補正の2つでございます。歳入歳出の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,289万6,000円を減額し総額で9億9,377万円にするものであります。

事項別明細書の歳出で説明申し上げます。225ページ、226ページでございます。

それぞれ事業が実施後の執行残が減額したものが主なものでございます。その中で追加しているものにつきましては、1款下水道事業費下水道総務費、上の欄ですが、こちら公共下水道総務一般経費の中に上下水道料金調定収納システム改修負担金がございます。これは仙台銀行が収納代理金融機関に4月から追加になります。そちらの追加になることに伴いまして収納システム改修となります。水道と同じシステムを使っていますので、水道会計に負担金を納める形で33万3,000円を追加してございます。

流域下水道事業費、鳴瀬川地域下水道維持管理負担金につきましては実績の増でございます。 処理量の増でございます。129万9,000円を追加してございます。

228ページでございますが、広域下水道建設工事請負費5,300万円減額してございます。こちらは国の社会資本整備総合交付金の内示額が申請した額よりも4,790万円ほど減額しましたので、それに伴いまして工事については実施できなかったというもので5,300万円の減額でございます。

公共下水道施設用地購入費につきましては実績でございます。面積と価格が確定しましたので111万9,000円減額させていただきます。下水道事業費の流域下水道建設につきましては事業の確定でございまして592万8,000円減額するものでございます。

歳入につきましてはそれぞれ歳出に連動してございますが、223ページ、224ページでございます。

3款国庫支出金につきましては、先ほど申し上げました社会資本整備総合交付金が減額になってございます。繰入金でございますが、一般会計からの繰入金でございます。上の2つにつきましては実績でございます。全て実績でございますが、分流式の下水道等に要する経費としまして1,047万5,000円が今回減額になるということでございます。

8款町債は実績でございます。一番下の流域下水道建設事業債は今回地方公営企業法の一部 適用の会計に移行しますが、そちらのシステム導入の際に借り入れる事業債でございます。実 績に伴いまして650万円減額でございます。

第2条の地方債補正につきましては、今歳入8款の町債で申し上げましたそれぞれの町債が 減額されたという限度額の補正でございます。3件の減額補正の変更と1件の廃止でございま す。

公共下水道事業につきましては以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは、次。お願いします。

企画財政課長(須田政好君) 議案第17号平成27年度美里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。農業集落排水事業特別会計につきましては歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出それぞれ2,074万2,000円を減額しまして総額につきまして 4 億9,862万5,000円にするものでございます。

こちらにつきましても、歳出の事項別明細書から御説明申し上げます。

1 款農業集落排水事業費の汚水処理施設管理費でございますが、これは請差でございます。 契約後の残額を減額するものでございます。一番下の最適整備構想策定業務委託料につきましては未執行でございます。国から 2 分の 1 補助金をいただいて構想策定するものでございますが、今回申請しましたが該当せずにこの策定につきましては翌年度以降、県の交付金がいただけるようになったら策定していくというものでございます。

建設工事費につきましても請差でございます。

238ページに戻りますが、3款県支出金、先ほど申し上げました農山漁村地域整備交付金などがつかなくなったということです。

4款繰入金で今回経営支援に要する経費がございます。実質的には基準額繰り出しで一般会計から繰り出ししている部分が1.073万5.000円減額になったという状況でございます。

農業集落排水事業特別会計につきましては以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは次、お願いいたします。

企画財政課長(須田政好君) 議案第18号平成27年度美里町水道事業会計補正予算(第3号) について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては246、247ページでございます。

収益的収入につきましては先ほど公共下水道事業特別会計で申し上げました収納機関が仙台銀行が追加になることに伴います電算システムの改修業務の33万2,000円ほど公共下水道事業特別会計から負担金が入ってきますので、それを水道事業で受けます。

支出251ページでございますが、1款水道事業費用1項営業費用4目の中で委託料66万5,000 円追加してございます。これが先ほどの収納代理機関の追加に伴いますシステム改修業務でございます。これを2つの会計で半分ずつ見るということでございます。システムのほうは水道事業所が発注して公共下水道事業に負担させるというものです。

それ以外につきましては執行残あるいは調整後の増額でございます。

水道事業特別会計につきましては以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは、次、お願いいたします。

企画財政課長(須田政好君) 議案第18号平成27年度美里町病院事業会計補正予算(第3号) について御説明申し上げます。

今回は収益的収入及び支出と債務負担の追加でございます。

議案第19号美里町病院事業会計補正予算(第3号)でございます。

病院事業会計の補正予算につきましては収益的収入及び支出と債務負担行為の追加でございます。債務負担行為の追加から申し上げますと255ページの第5条でございます。パッケージ型自動消火設備工事設計業務委託料でございます。工事は28年度予算で28年度に実施しますが、その前の設計を本年度に手がけたいということで債務負担行為を27年、28年で追加してございます。27年度から実施し、28年度までの債務負担として404万円を追加してございます。病院の自動消火器でございます。それぞれの病室につきましての自動消火器設置工事でございます。それの設置工事の設計業務委託でございます。

256ページ、257ページをお開きください。

収入及び支出でございます。こちらも実績によります減額あるいは増額でございます。

収入につきましては、入院収益が3,733万2,000円の減。それから人件費の調整等でございます。支出につきましては固定資産除却費の33万4,000円でございます。

病院事業会計補正予算につきましては以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

総務課長(伊勢 聡君) それでは次に諮問第1号よろしいでしょうか。

議案書399ページでございます。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。人権擁護委員の千田善明氏は平成28年6月30日をもって任期満了となります。千田善明氏を人権擁護委員として推薦したいことから人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会にお諮りするものでございます。

以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですね。(「はい」の声あり) それではつぎ。

総務課長(伊勢 聡君) 議案書400ページでございます。諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。人権擁護委員の佐々木悦子氏は平成28年6月30日をもって任期満了となります。佐々木悦子氏を人権擁護委員として推薦したいことから人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会にお諮りするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

今まで執行部の説明を受けましたが、全体を通して何かございましたらおられるうちに。よ

ろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは、以上で執行部からの説明を終わらせていただきたいと思います。大変御苦労さまでした。(「本日は大変ありがとうございました」の声あり)

委員長(大橋昭太郎君) 暫時休憩いたします。

午10時58分 休憩

午前11時06分 再開

委員長(大橋昭太郎君) 再開いたします。

1) でございますが、閉会中の所管事務調査の件でございます。

これについて局長。

議会事務局長(吉田 泉君) こちらにつきましては、まず行財政・議会活性化調査特別委員会が美里町議会委員会条例第7条の2第2項に掲げる事項、議会運営委員会、本会議の会議運営に関する事項、議会だより編集特別委員会、議会だより第44号の関係です。総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会の所管事務のテーマにつきましては明日の委員会で決定する予定になっているかと思います。以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは、一般質問発言順序に入りたいと思います。副委員長、お願いいたします。

議会事務局長(吉田 泉君) それでは、一般質問の受け付け順に抽せんをしてまいります。

1番、先に14番前原吉宏議員。お願いいたします。3番です。

次に、9番鈴木宏通議員。2番です。

次に、12番山岸三男議員。4番です。

次に、13番佐野善弘議員。5番でございます。

1番我妻 薫議員。8番です。

次に、11番吉田二郎議員。6番です。

次に4番柳田政喜議員。9番です。

次に、10番橋本四郎議員。1番です。

次に、2番福田淑子議員。10番です。

最後になりますが、3番藤田洋一議員、7番です。

じゃあ、順番申し上げます。

1番、橋本四郎議員。2番目、9番鈴木宏通議員。3番目、前原吉宏議員、4番目、山岸三

男議員、5番目、佐野善弘議員。6番目、吉田二郎議員、7番目、藤田洋一議員、8番目、我 妻 薫議員、9番目、柳田政喜議員、10番目、福田淑子議員、以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) 御苦労さまでした。

続きまして、会期及び議事日程についてでございます。

予定表ということで案が示されておりますが、これでよろしいでしょうか、いかがでしょうか。一般質問につきましては10人でございますので、施政方針もあることから初日何人、予定ということになると思いますが、それから3日目については1人だけ残せないんではないかということで前にそういう事例がございましたが。

委員(我妻 薫君) 去年より1日短くなるということですか。

委員長(大橋昭太郎君) 中学校の卒業式が局長去年のもの調べたら去年は土曜日だったらしいんですが、ことしは平日金曜日なものですから、分科会に入ってからですけれども、休会にしなければならない。分科会の分が4日半日なのかな。

議会事務局長(吉田 泉君) 予備も含めまして5日間になっているんですが、今回につきましては4日半日です。(「予備の半日」の声あり)予備も最初から入れちゃうというイメージで4日半日ということです。

委員長(大橋昭太郎君)3月23日が広域の議運だったかがあるそうで、もし延びれば23日も休会にしなければならないということで、できるのであれば22日までということで終わっていただければいいのかなと思っております。

議会事務局長(吉田 泉君) 違いますのは、分科会のまとめのところを1日とらせてもらって、午前中にいろいろまとめをして午後にかかると思いますが、今回は午前中が卒業式ということでございますので。

委員(我妻 薫君) 午後からやって4時まで報告と。

委員(福田淑子君) きついです。

委員(我妻 薫君) 1時半から4時までってきついね。

委員(福田淑子君) 4時はきつい。

議長(吉田眞悦君) 例えば開始時間を、分科会を午後1時半として。まとめの日は1時ということにしてあとは後ろの時間を調整して。

委員長(大橋昭太郎君) でき次第出すということではございますが、一応5時までには出していただきたいという。事務局残業するそうですから。事務局に申しわけないけれどもそういう形でお願いしたいと思います。

予定として一般質問は初日、3、5、2でいいんですか。

議長(吉田眞悦君) という予定で。3、5、2。

委員(櫻井功紀君) 会期の最終期日というのは22でいいのかい。

委員長(大橋昭太郎君) そうですね。22までにという形で進めていただきたいと思います。 よろしいですか。(「はい」の声あり)

議会事務局長(吉田 泉君) 確認になるんですが、今回の定例会は特別委員会の中間報告をするかと思うんです。その日程。そこの確認をお願いしたいことが1つ。

あとは今回の諮問、第1号、第2号がございます。こちらにつきましては補正予算が終わって議案第19号の後ろに日程を組ませていただいて、そちらを終わってからあとは残りの28年度予算も委員会付託のところでよろしいかどうかという確認をお願いしたいと思います。

委員長(大橋昭太郎君) いかがいたしましょうか。いいですね。補正終わってから諮問ね。 そういうふうにお願いします。特別委員会の中間報告はいつにしたらいいかということ。これ はどうなのかな。

議会事務局長(吉田 泉君) 今までのを見ますと3月定例であれば、施政方針の前にいろいる事情もあったんだかと思いますが、中間報告をしていたときもございますし、あとは最終日。

議長(吉田眞悦君) 今回は、直接早めて条例改正をしないと3月議会回せないという条例改正はないでしょう。

だから、最終日かな。最終日の一連のあれが終わって。あとは当然条例改正を伴って、その前にだな。

議会事務局長(吉田 泉君) では最終日に議発の前ということで。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり)じゃあ、そういったことでお願いしたいと思います。

それでは、陳情、要請等ということでございますが、局長1件ですか。

議会事務局長(吉田 泉君) そうです。

|委員(我妻||薫君)| 急ぐ必要はないんだよね。

委員長(大橋昭太郎君) 橋本委員。

委員(橋本四郎君) 局長、それ、字、何て読むんです。一番最後。これの読みはノウシン何 ていうんですか。トウって読むんですか。オユという字にサラ。このトウというのはどういう ことなんですか。右側にもある、脳震盪っていう3枚行って2行目。

事務局次長(佐藤俊幸君) そうです。ノウシントウ。トウです。

委員長(大橋昭太郎君) 暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時31分 再開

委員長(大橋昭太郎君) 再開いたします。

この件に関しては教育民生のほうで協議していただくということでよろしいですか。(「はい」の声あり) じゃあ福田委員長よろしくお願いいたします。

ということでございますが、その他なんですが、結構あるのかな、その他の分については。 資料の配付をお願いします。

その他の関係ということでございますが、先日も通年議会に伴うということで会議条例でその他規則等の改正案を特別委員会の中で話ししたところでございます。その会議条例については以上のように改正する案を提示したところでございます。新法での通年議会に取り組む場合は、いつから始まっていつから、会期というものを明示し、定例日を設けなければならないということから、こういった条例案になっているところでございます。

そういったところで条例案ですので、議発で議会に報告しなければならないかと思います。

専決処分事項の指定についても特別委員会の中で話をしたところでございます。委員会条例 については、この間話ししたとおり7条の2の2の(2)災害時緊急対策に関することについ ては今回は除くという形の提案になるかと思います。規則についてもだな。規則についてと専 決と。

運営基準については全協ということになるかと思います。 4 月からの実施に向けているところでございますので、議長のこの辺はいつごろにという。

議長(吉田眞悦君) 全員協議会は今度29日に予定している。その後にもう1回最低限という、 まだ未定なんですが、防災管財課絡みの関係でということで、そういう要請が内々のまだ段階 ですけれども、来ているので、そのときにでもいいのかな。

議会事務局長(吉田 泉君) パブリックコメントの関係もありますので、時期的には最終日 ぐらいになるようなお話でした、全協が。

委員(我妻 薫君) 最終日では間に合わないでしょうね。なんでしたら29日に。特別委員会では確認している。

議長(吉田眞悦君) 特別委員会のほうで通年会議絡みの関係は、今話しされている件についてはね。だから最終日に条例とか規則等、議会だよりもあったね。だからもし全員協議会の日

程が定まらない中なんですが、そういう状況で全員協議会の中ででもお話をして、皆さんとは特別委員会ではこれは一度確認済みなんだね。特には、どうのこうのということはないと思いますので、あくまでこれは今までの手法としてそういうやり方をして皆さん最終確認をすればそれでよしということになりますので。この次の、29日じゃなくてその後の全員協議会でとさせていただきたい。

委員長(大橋昭太郎君) 例えば、議発で条例規則の改正前というか後というか、前だよね。 議長(吉田眞悦君) その日程なんですよね。全協の日程が定まらない中で。ただ、最終日な り、執行部側では日程終わってからという考え方。

議会事務局長(吉田 泉君) パブリックコメントの関係もあって、タイミング的には最終日 のほうになります。はっきりわからないんですけれども。

議長(吉田眞悦君) 最終日ということは22という。

議会事務局長(吉田 泉君) うちのほうとすれば、今回最終日が22となれば22と。

議長(吉田眞悦君) だから、それ定例議会が終わってその日の終了後という考え方。

議会事務局長(吉田 泉君) 終わる時間によるかと思いますが。

議長(吉田眞悦君) 当然、条例等については本会議で決まるわけだから。それらが決まった ことによって運営基準とかなんとかということは当然順序から言えばそれが理想なんだけれど も。

議会事務局長(吉田 泉君) 最終日の時間次第だと思うんです。

議長(吉田眞悦君) 時間次第といったって、予定として執行部側もおらほも都合があるから やはりあらかじめ決めておかないとさ。通知する関係もあるから。

委員長(大橋昭太郎君) 暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

午前11時50分 再開

委員長(大橋昭太郎君) 再開いたします。局長。

議会事務局長(吉田 泉君) 今の全協の関係ですが、最終日にこだわるものではありませんと。一応避難計画関係と施設の管理計画の関係だそうです。施設の管理計画の関係でパブリックコメントを、3月18日までなんだそうです。そうしますとどちらにしましてもパブリックコメントは反映されないんだけれども、ならないというところで一度お示ししたいということでございます。避難計画はおおむねもう固まっているんだそうです。

議長(吉田眞悦君) パブリックコメント反映するのには、要するに3月以降という部分ね。 最終的なものができるとしたら。もっとずらして3月の末にしても間に合わないということで しょう。

議会事務局長(吉田 泉君) 避難計画の関係がありまして、できれば3月25日までの間にお願いできればということです。

議長(吉田眞悦君) 委員長。23の午前中。

委員(我妻 薫君) 議運は何時から。

議長(吉田眞悦君) 午後から。23日の午前中に9時半からすればいいっちゃ。

委員(藤田洋一君) 全協ね。

委員長(大橋昭太郎君) このときに、さっき言った運営基準等の関係についてはこの場所で 改正について皆さんの確認をいただくということにしたいと思いますが。

よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは、そういった形で行っていただきたいと思います。

それから、会議条例等規則については、議運からの議発になると思うので、これ議会開会中 に署名等が出てくるかと思いますので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

議長(吉田眞悦君) 議運の皆さんで対応お願いしたいと。いつものように。

委員長(大橋昭太郎君) それから、もう 1 つの傍聴規定の関係ですけれども、これにつきましては傍聴規定に関しては条ずれが起きているという部分だそうでございます。

それから、被服等貸与規定につきましてはこの中にヘルメットを入れるという追加だそうです。表を改めた形で行うということです。

それから、議会報告会の関係はこの間特別委員会で出たとおりかと思います。

委員(我妻 薫君) そういうのも23日に。

委員長(大橋昭太郎君) これも一緒に23日に。

次のページの運営基準、174なんですが、この辺が今は議員経験者ということになっていると ころを議員としての功労による受賞者に限るという文言ではどうだろうかということで、議長 この辺についてお願いしたいと思います。

議長(吉田眞悦君) それでは、今の運営基準、174の慶弔関係なんですけれども、今までは現行左に書いてあるとおり議長経験者または叙勲受章者、議員経験者に限るということでお亡くなりになったときには議会として弔辞及び花輪を送るということで来ました。実際、最近でありますけれども、この議長経験者の方もいらっしゃいましたけれども、叙勲の関係で、要する

に議員としての叙勲じゃなくていろいろな功労、例えば消防とか統計とかいろいろな絡みでの もらっていた、ただたまたま議員も1期なり2期なりなされたという方もいらっしゃいます。

今まではあくまでもそういった形で来たんですが、今後叙勲の部分について議員の功績としての、要するに自治功労ということになると思いますけれども、その功労として受章された方については今までどおり弔辞と花輪を送るとした方がいいのかなと。あくまで議員としての功労ということにきちっと明確にしておいたほうがいいのかなと思ったものですから、これも今度の全員協議会でもし皆さんよろしければあわせて改正をしていきたいなと。新年度からということになりますけれども、そのようにしていたほうが明確でないかと思いましたのでよろしくお願いしたいと思います。

委員長(大橋昭太郎君) なお、弔辞の字が違っているそうですので。

いかがいたしますか。この部分も当然全協で出てくると思いますので。運営基準の部分ですから。

よろしいですか。そのときですか。議運としての見解を示さなきゃないのかどうか。

議長(吉田眞悦君) 一応改正についてはあくまで議運の皆さんに相談してからとなりますから。今まではさっき言ったように別な分野でいただいてたまたま議員もなさった方も含まれるという解釈もあったものですから。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

じゃあ、そういった位置づけでお願いしたいと思います。

その次に関しては、ここは削除という形に。農業委員会法が改正になる部分だということで ございます。新しい制度がどのようになっていくのかはっきりわかりませんけれども。

議員必携の修正ということです。これはそこにかかわる部分ですね。こちらも縮小しまして 配付という形であればと思いますが、議員必携のところにはそのまま該当のところに挟めてい ただくか何かということでしていただければなと。

議長(吉田眞悦君) 議員必携の修正部分だよと。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。

それでは、条例等に関しては以上としたいと思います。

そのほか。

議長(吉田眞悦君) もう一件私から。ちょっと資料を渡していただいて。

さきの特別委員会で終了後に私が今までの教育委員の任命についての関係で、教育長の処遇 ということもありましたけれども、それにかかわる関係で議会に関する流れをお話ししました けれども、今お手元にお渡しした部分についてもう一度ですけれども、経過といいますか、まず最初に申し上げておきたいと思います。

これは初めて皆さんにお渡しするものですから、どなたの議員さんもまだやっておりませんけれども、1月12日にまちづくり会議から、代表竹田さんからこのような文書をいただきました。回答をくださいということでまずいただきました。

この件につきましては、議員の質疑の中での個人の発言ということで皆さんに相談をしないで、私と副議長の2人でまず最初対応させていただきました。次の後ろにありますけれども、1月29日にそれに対する回答ということでまちづくり会議の皆さんに文書として差し上げました。私たちの解釈からするとこれ皆関連すると思っておりますので、ということで回答したところです。今後の議会運営については当然のことでありますけれども、細心の注意を払っていきますということで回答申し上げました。

ただ、その回答をもとに2月1日付でまた同じように来ています。さきの質問に対する回答 になっていませんということで再度文書をいただきました。

それで、2月3日に私から竹田さんに電話をいたしまして直にお話し合いをしたいのでおいていただけませんかということで正副議長、竹田さん、佐藤泰夫さん、吉田 實さんがおいでいただいて、そのときに話をいたしました。当然、私たちの観点からすればこのように関連しているという判断をさせていただいてこのように出したということをお話ししたんですけれども、その時点でまずもう一度文書でくださいということは言われましたが、こういうふうに今後の対応をしていく予定です、あともっと別な工夫を考えてみますということでその場についてはこれ以上文書は出しませんという形の話をしたんですが、2月15日に竹田さんお一人で何か別な用で来庁したようでしたけれども、それで議会に来て私と話をさせていただきました。あと副議長、3人で話をさせていただいて、結局的には中身的には同じですけれども、再度電話をいただきまして2月22日に新たな、皆さん特別委員会で話ししたのは先ほどのまででしたけれども、22日の朝に事務所に電話がありまして、お会いできませんかということで申し出がございました。それで、私は一日いますから、どうぞ都合つく時間においていただいて結構ですからと事務局から電話をしてもらったんです。そして10時から再度この件についてのお話し合いをさせていただきました。

22日にまちづくり会議で参加されたのが、電話よこしたのが佐藤泰夫さんのようでしたが、 実際おいでになったのは竹田さん、佐藤泰夫さん、吉田 實さん、橋本さんの息子さん、4人 おいでになりました。その中でまた話は当然前に戻ってしまうわけなんですけれども、12月定 例議会の議員の発言に対しての議会運営としてああいう誰もとめる人がいなかったし議長もと めるも何もないということから始まりまして、とにかく文書で欲しいんだということをまずそ の話の中身、集約しますとそれが 1 つ。

議会としてあくまでこの方々が言っているのは個人の発言としてじゃなくて運営ということで当然質問書もよこしているということで、議会としての運営について議員のほうでもう少しきちっとした対応をしてほしいということのようであります。

ただ、その話の中でも当然議会としての謝罪的なことまで話は言われましたけれども、そういうことはありません、処罰についてもできませんよというお話しはしたんですけれども、なかなか納得はしていただけなかったのかなというところであります。

もう1点、直接私には町民の方からはないんですけれども、向こうのおいでいただいた方の中に、そのようにして町民の各種活動を議員が監視しているのではないのかということも話されましたけれども、要するに不安を抱いている町民があるということを話として受けました。ただ、議会として当然町民を監視する機能なんてないわけですから、あくまで執行部を監視ということなので、そういうことは一切ないということでむしろできることではありませんから安心してくださいということではありましたけれども、そういうもろもろの話をいただきまして、とにかくもう一度今後の議会としての対応についても文書でいただきたいというのがこの間22日の再度の話でありましたので、そのときに今までは議長、副議長と対応してきましたけれども、何回もこのようになってなかなか御納得いただけないということであれば議会運営委員会に、あくまでこれは議会運営の部分ですから、お話しして御相談をしてみますということでその日は別れたということなので、皆さんに一連の経過と今後の対応といいますか、そういうことを少し御相談をしたいなと。

前からですけれども、私と副議長としては一つの対応ということで、私も含めて全員でありますけれども、日ごろの、皆さん調査は個人ではありませんけれども、調べたりなんだりと当然あるわけでありますけれども、ふだんの行動とか言動については十分注意するようにということで今度の全員協議会なり全員集まったときには皆さんにはお話ししているということは前から言っているんですけれども、それだけでもなかなか納得していただけるかどうだかというのもあるんですけれども、そういうことは話としてはさせてはいただいています。今、そこまでということなんですけれども、皆さんからまずその件につきまして対応の部分で御意見等いただきたいなと思います。よろしくお願いしたいと思います。

何分、冒頭に言ったようにこの文書の関係で初めて皆さんにお示ししているものですから。

委員長(大橋昭太郎君) 今、議長から経過説明がございました。

議長、これ回答を出していくという方向で考えてよろしいですか。

議長(吉田眞悦君) ですから、何度もそのような要請を受けていますから、対応の部分でや はりまずもう一度こういうふうにしていきますと、口頭では言っていますけれども、そういう 部分を文書にして出さざるを得ないのかなと思っています。

委員長(大橋昭太郎君) 橋本委員。

委員(橋本四郎君) 議長から竹田さんに出した1月29日の書面あるでしょう、2枚目か。議員個々の認識や見解に基づくものでありとある。それはもちろん個々の認識、見解でしゃべるのは議員です。ただ、それが法制上、質疑上よろしいのかどうかと判断するのはその場では議長なんです。だから、当然には議長が制止できる発言内容というのはグレーな発言をしたとき、あるいは個人の生活にまで発言した場合は懲罰の対象になるよと自治法に書いてある。その内容に従って議事運営するなら当然あの発言はとめるべきだよ、1回目で。3回もしている。

だから、個人生活にかかわることだから、この問題は個人の名前であっても公の(聴取不能)でありませんからちょっと待ってくださいってするべきであったし、3回許した。そのことから大きくなって教育長は今度は減給処分。教育長が減給処分を受けるような重要な問題で、私は議長としてもう少し議長自身が反省すべきだろうと。自分がこの16名を代表して町長と対等の立場で議会を運営しているなら、どういう発言が許していいのか、どういう発言が許されないのか、それをきちっと理解されなかったら議長の采配が結果的にこうなってしまったと私は見ている。

これは、論議するつもりなら議事運営委員会で論議してもいいです。ただ、一番最初には、 議長が自分がやったことに対して全幅の信頼をもって、自分としては間違いがないというなら 間違いないと答弁すればいいので、私は間違いのある行動だったと認識している。これが違う なら別の機会でもきょうでも論議してもいいです。

以上です。

議長(吉田眞悦君) 今、橋本委員からそういう意見として言われましたけれども、確かに議場での采配のあれは当然私議長であるわけです。ただ、ここにも書いてありますけれども、そのときの即座の判断というのは当然議長に求められるわけで、それがまずそこまでの判断をしなかったということであのようになったというのは事実ですから、それを指摘されればそのときは気づかなかったというか、確かにそういう流れになってしまったということも事実なので。それで、一番最後に今後細心の注意を払いながら努めていきますということの思いでは書いた

つもりだったんですけれども。

ただ、だから今後私からですけれども、議長が確かに采配は当然のことでありますけれども、もし議長が見逃したりなんだりということも当然ないということはありませんので、そういうときに皆さんも細心の注意を払っていただきながら気づかないところはその場、最悪でも会期中に対処しなければならないという1つのルールなんですから、今回はそういうことが私も含めて皆さんも、迷った方もいるかもしれませんけれども、誰もそういうことがなくてきてしまったということもありますので、だから誰が悪いとかどうのこうのということでなくて、あくまで私を含めてとにかくもちろん責任者は私ですけれども、今後ともそういう注意を払いながらしていくというほかないだろうというのが私の考えなので。ただ、特別にもっと特効薬的な何かがあるというのであれば教えていただきながら、正副議長で考えている中では特にそれに対してこのようにするということについてというのはなかなかみんなで注意喚起をするということしかないんでないかというのが2人の中での話だったものですから

委員長(大橋昭太郎君) はい。

委員(橋本四郎君) そういう気持ちが今議長にあるとすれば、回答書の2行目の議事整理にするには限界がありますという表現は使うべきでない。それは何かのとき、(聴取不能)とする、当然あの場合には気づかない点があって問題を起こしたと思う。しかし、限界があるので今後は注意するというならわかる。全然この中には反省点がないの。やはり、議長自身がまず反省すべきですよ。何で、ああいう発言を許してしまったかな。私の気配りが悪かったんだ。それがやはり前段に出してやれれば、私は回答になると思った。これは自己弁護にしかすぎない、限界があります。私はそういう表現を使うことは後々に残る書類としてはおかしいなという感じがする。私だったら謝る。私は失言しました、気がつきませんでしたと。

委員長(大橋昭太郎君) ほかに何か。我妻委員。

委員(我妻 薫君) 私はこれで限界、この回答しかないのかなと思います。何でかというと、さっき出たように教育長の問題云々出ましたけれども、それは我々も後から知ったことで、あの発言どうのこうというよりは我々も全然そこまで思い至らなかったといえば至らなかった。それを議長があらかじめわかっていて許したというんだったらあれだけれども、多分そこまでの認識がなかったというなら一定の限界があるのかと。裁判官でないので、裁判所でないので、法律云々に抵触するかしないかではそういうものに一々判断できるというのは裁判と議会は違うと思います。

我々の、この中に議会として品格の云々って言われますけれども、それはここの回答にあり

ますように議員個々の認識や見解とありますけれども、それを一々一字一句全部チェックできるような、そして人間はそれぞれ、私もあの発言を聞きながらもやはりその議員個人の見解として述べて私はこう思いますがどうですかという聞き方をしていたと私は受けとめていました。その違いは私ども、同じ議員でも、私はこう思いますというところの違いは私は感じていましたけれども、でもそれで私はこう思うんですけれどもどうなんですかって町長に聞いていたのね。だから、その議員がこういう認識でこういう見解を持ってそこから見てこれはどうですかと聞いているように私は受けとめたので、それはここにも書いてあるように議員個々の認識見解に基づくものなんだと。必ずしもそれがあそこにいた議員全員が同じ認識見解だとは当てはまらないと思いますので。それの議会としてとはならないと思います。私はそれしかないと思います。

委員長(大橋昭太郎君) 橋本委員。

委員(橋本四郎君) 私あそこで不規則発言をしているんです。櫻井議員がしゃべったときに。 あなたも凍結に、あの署名の凍結に賛成したんじゃないかと。 賛成したものがそれを提案した のに言うのはおかしいと、不規則発言をした。できるならテープ見てください。そういうこと に私が気づくぐらいだったらほかの議員だって気づくでしょう。同じく凍結に賛成したんです、考え方に。その凍結する原本であるものを集めることに賛成したから私は凍結したんです。と ころが、それに賛成しながらこれやったけどおかしいよと、おかしいと気づかない。気づかないまま、我妻君の話なんかも何を考えているのか、まるっきり違うなと。(「それでいいんでないですか」の声あり)

委員長(大橋昭太郎君) 我妻委員。

委員(我妻 薫君) 私さっき言ったようにそれぞれの議員個々の見解認識あるものですから、 私は聞いていたときには反対しているのは悪い云々とは聞き取れませんでした。それは受けと め方の違いもあるので私はそんなふうには受けとめない。ただ、ああいう活動した人がどうで すかということの受けとめなのね。それ以外のことはあとは教育長の問題とか後でわかったも ので。(「会議録起こすべき」の声あり)

議長(吉田眞悦君) 流れとしてね、今我妻委員に言われたように、聞き方としては私はこのように思うんだけれども、町長はどうなのやという流れでは言っているんです、会議も。町長も答えている。質疑については、言い回しのそれはあるかもしれませんけれども、流れとしてはいいわけさね。ただ、最初から個人的な見解というか意見だけをばっとみんな述べてということじゃないので、あくまで問題提起、私はこう思うんだけれども、町長はいかがかという問

いかけというか、そういう質疑については当然オーケーだと解されるわけですから。

ただ、先ほどから言われたように、議会に来ているのはそういう発言の中身で云々ということで、一番問題視されているのがそういうことだね。議事運営としてそういう流れで何も注意もなくてよかったんですか、誰もとめなくてという、議長が一番ですけれども、そういうことだと。直接その中身についてどうのこうのということではないんですが。ただ、教育長の処分についてはその中身を執行部で確認した結果そういうこともあったということがその後のことです。

委員長(大橋昭太郎君) 議運の中で話し合って議長答弁書の関係ということ、こういった議 運の委員の皆さんもそれこそ認識と見解が違うものだから。はい。

委員(橋本四郎君) これは大変な問題で情報提供者が減給処分を受けちゃう。ところがそれを公のところでしゃべらなければ、見せられたほうが言わなきゃそう(聴取不能)。公の席上ではそれを見せられた、見たよ、その事実、公文書見たとしゃべったら、そのしゃべらなければあの問題は起きなかった。だから、公の席上でそれを公開することの是非を考えていなかったら考えていなかったで結構だけれど、少なくともああいう問題があって教育長はこれは法律に反する問題ですとやられちゃう。その場合にこれは櫻井議員をどうこうするという問題でなくても今後の議員であるあり方として、そのことについて看過見過ごししたことについて反省を主としながら今後どうするかということでもやるなら、これは全員協議会、議事運営委員会だけでそれだけでするべきでないと思います。私は全部の議員にかかわることだから、全部の議員が集まってなぜあの問題がああいうふうに起きたのか、今後どうすべきかということは私は話をすべきだと思います。

委員長(大橋昭太郎君) 櫻井委員。

委員(櫻井功紀君) 橋本委員に反論するわけじゃないんですが、端は私に発した発言なので、質疑ですよね。ただそこで、橋本さんさっき言ったとおり前回は賛成しているのに何で今回は反対なのやという私は受けとめたんです。それは前の人事案件は前の人事案件、今度の人事案件、人事案件。前に賛成したから賛成しなきゃないとか反対とか私は言っていませんよ。それを橋本さんは自分なりに理解、勝手に前に櫻井委員さん賛成しているのに今度は何だ、反対。反対とは言っていませんよ、私は。その辺を勘違いしないようにしてください。(「反対してない」「いいや、ここでやり合ったってどうしようもないから」の声あり)

議長(吉田眞悦君) 橋本さんも先ほどの最後に言われたけれども、やはりとにかく今後の我々の対応ということで、議事運営は一番私ですけれども、あとは何度も言いますけれども、皆さ

んも注意をしながら発言とか行動をきちっと皆さんには当然伝えていくつもりではいます。もし、それ以外、これからの改善策といいますか、対策についてもし皆さんからこういうふうにしていったらもっとよくなるんでないかということがあれば逆にいただきたい、私からすれば。そういうことなので。

全員協議会でもちろん報告はさせていただきます。ただ、みんなでということでなくてこの中で改善策というか、それを確認してこうすると私から言った方が一番いいのかなという私の思いですから。

委員長(大橋昭太郎君) 議長の言われたようなことが結局回答になっていくということになるわけなんだけれども、だからとにかく文書でということのようでございますし。

議長(吉田眞悦君) 3回もお話し合いをしてなかなかそれでも納得していただけない。議長が言っていること含めて文書でいただきたいという、要するに改善策ということの文なんだね。 改善策と言っていいんだか今後への対応。だから、これだけの細心の注意を払いながら進めていきますだけではなかなか納得できないと、それなりの文書なんでしょうから。

委員長(大橋昭太郎君) 橋本委員。

委員(橋本四郎君) 一言だけ。12月の会議録はもうできたと思うんだけれども、会議録見る前にインターネットで放送出るんだろう。それをやった個人の人、会議録、会議の経過を私、見せられた。こういう問題になるのは何かというと、櫻井委員の質問はこういう活動をした人を教育委員にするのはどうなんだという質問に、町長はそういうこと今後やらないように注意しますとやっている。これが2つ目の失敗だった。

なぜかというと、それはあの方が、あの方ですよ、そういう署名活動を参画したこと、そのことがだめだと否定した形になるんですよ。それは櫻井委員もそういう否定した言い方をした。前にその人が教育委員になって後から教育委員になった、そのこと言ってるんでないです。その教育委員しながらあるいはPTAの役員しながらやってきた経過の中で、そういうものが2年前にわかったから今回の教育委員については不適だろうと。しかし、行動を私たちは全員一致で承認しただろうと。確認しただろうと。取り上げることに。そのことをした原因が別な発言をすること。既に町長自身が答弁したように、教育委員のそういうことが教育委員としてはしてはならないという思いを持っていることに問題がある。教育委員というのは政党の活動員にもなれるんです。社会党でも共産党の議員でも教育委員になれる。(「何で、失言、失う、取り消してください」の声あり)なれるんです。(「その失言です」の声あり)何で。(「何で社会党と共産党がそこに入るの、おかしいのよ。差別」の声あり)自民党でもどんな人でもなれる。

(「自分がそういう差別してる」「そういう発言自体がおかしい」の声あり)なれることは過半数、要するに。(「それこそ失言です。取り消してください」の声あり)何も。(「失言です」の声あり)政党の人でもなれる。ただ、職権を利用して政治活動したら(聴取不能)です。その規制だけはある。そのことを町長も知らなかったから、共産党という名前を挙げて嫌だったらば削る。(「嫌でない、それをここで話しすること自体があなたは間違っている」の声あり)何で。(「間違ってるでしょう、何で政党の名前ここで出てくるの、何言ってるの」「公の会議だよ」の声あり。

委員長(大橋昭太郎君) とにかくその辺も議員の個々の(「偏見があるからでしょう」の声あり)見解なわけさ。(「共産党という表現が」「偏見です」「黙って聞いて」「いえ、黙って聞けません、これは」「取り消せって言うなら取り消します、言われて嫌なら」「そういう問題じゃない」の声あり)

議長(吉田眞悦君) 前から私が言っているとおり、とにかくそういう行動、発言というのに はお互いに。これは全員のこと。私も含めてと言っていますから。

委員長(大橋昭太郎君) 議長、きょうここでどうのこうの、このとおり、みんな個人の見解や認識が違うものだから、ならないんでないですか。

議長(吉田眞悦君) あとみんな大変恐縮なんですけれども、正副議長、今の皆さんの意見というか、まとめさせていただいて申しわけないけれども、委員長さん方にお手伝いいただいてまとめていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。そういう形で。議長、その方向だということでございますので。この件については以上としたいと思います。(「文書出さないんでしょ」「出すの」の声あり)

議長(吉田眞悦君) 何回もやっているから、改善策というか、文書で出さなきゃないべと思っています。最後というか、最後になってほしいんですけど。

委員長(大橋昭太郎君) あした、山形県舟形町から見えるんですね。舟形町の議運のメンバーの皆さんが見えるので、あしたその対応に議運のメンバーの皆さんにお願いしたいと思います。10時から1時間半ぐらいだそうですので。(「10時から」の声あり)10時から始まるということですので、早目においでいただいて。

さまざまと最上町との避難計画を今後盛り込まれてくるんだと思うんですけれども、最上地 方一円での受け入れを今働きかけているようでありますし、そのうちの一つが舟形町でもござ いますので、そういう関係もございますし、さまざまな友好の関係もございますので、ぜひ皆 さんおいでいただければと思います。よろしくお願いいたします。議会運営について。

委員(櫻井功紀君) 我々も対応するというから来るんだけれども、公務なの。(「公務だよ」の声あり)案内状も何もないよ。(「前に、議会の」の声あり)公務なのね。(「出席くださいというのはないのね」の声あり)ないよ、出席。

議長(吉田眞悦君) 向こうの方が議会運営委員会のメンバーで議会運営についておいでいた だくということですので、皆さんでこちらも対応するべきと考えていますもので、文書がなか ったかもしれませんけれども、それは御理解いただいて皆さんで参加お願いします。(「参加は いいんだけれども、公務じゃないのね。公務災害の」「公務として対応するんですかという」「こ の間議員講座で公務災害の聞いてきたからさ」の声あり)

資料は櫻井さん行っていますね。

委員(櫻井功紀君) 来てたね、舟形町。きのう佐野さんに届けてもらったから。

委員長(大橋昭太郎君) そういうことですので、よろしくお願いいたします。

本日の会議、大変長くなりましたが、以上としたいと思います。副委員長、お願いいたします。

副委員長(藤田洋一君) きょうの議会運営委員会、朝9時半から始まりましたけれども、前半は執行部の説明、3月議会に向けて御説明いただきました。さらにその後は、これからの日程等も含めて12時半過ぎましたけれども、大変長時間にわたりまして御審議いただきました。

最後のお話ですが、これもまた大変な議長もお互いにお会いしてお話しされたと思うんですが、その辺も含めて我々も襟を正しながら議員全体でもこれに向かっていかなければならないと感じました。その辺はどうぞひとつよろしく議長のほうでお取り計らいいただきまして、返答していただければと思います。

きょうは大変な時間でございました。ひとつよろしく健康に注意して2日から始まります議会に臨んでいただきたいと思っておりましてきょうの議会運営委員会を閉めたいと思います。 御苦労さまでございました。

午後0時35分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長佐藤俊幸が調製したものであるが、その内容に相違ないこと を証するため、ここに署名いたします。

平成28年2月25日

委 員 長